

事前評価調書

I 事業概要																																			
事業名	交通安全施設等整備事業（歩道設置）																																		
地区名	一般県道 蒲郡碧南線																																		
事業箇所	西尾市錦城町地内																																		
事業のあらまし	当該路線は、蒲郡市と碧南市を結ぶ道路であり、事業区間は、用地の取得が過去にできず、歩道の幅員が一部狭い状態であった。付近には、小学校があり、当該区間は通学路にもなっているため、早急に歩道の整備を進め、交通の円滑化及び安全な歩行空間の確保を図る。																																		
事業目標	【達成（主要）目標】 歩行者等の安全性確保 【副次目標】 （必要に応じて記載する） なし																																		
事業費	事業費		内訳																																
	0.02 億円		□工事費 0.01 億円、□用補費 0.01 億円、□その他 億円																																
事業期間	採択予定年度	平成 25 年度	着工予定年度	平成 25 年度	完成予定年度	平成 25 年度																													
事業内容	歩道設置工事 延長 20m 排水工 N=1 式、舗装工 N=1 式、防護柵工 N=1 式																																		
II 評価																																			
①事業の必要性	1) 必要性	・歩道幅員が狭いため、歩行者、特に児童の交通安全が確保されていない。																																	
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 ・小学校の近隣であり、通学路にもなっているにもかかわらず、歩道幅員が狭い。歩行者等の安全を確保するために歩道設置の必要がある。																																
③事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工 種 区 分</td> <td>調査・設計</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>用地・補償</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>排水工</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>舗装工</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護柵工</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="3">0.02</td> </tr> </tbody> </table> ※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。							H24	H25	工 種 区 分	調査・設計		←→	用地・補償		←→	工事		←→	排水工		←→	舗装工		←→		防護柵工		←→	事業費(億円)		0.02		
			H24	H25																															
	工 種 区 分	調査・設計		←→																															
用地・補償			←→																																
工事			←→																																
排水工			←→																																
舗装工			←→																																
	防護柵工		←→																																
事業費(億円)		0.02																																	
2) 地元の合意形成	地元からの歩道設置の要望の声が強く、地元合意形成は容易になされる。																																		
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えます。																																	
III 対応方針																																			
事業実施	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																		

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事故件数、死傷事故率